

松 阪 市 産 業 振 興 促 進 計 画

令和 2 年 2 月 26 日作成

三重県松阪市

1. 総則

(1) 計画策定の趣旨

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、北東部は伊勢湾を望み、西部は台高山脈と高見山地を境に奈良県に接している。また、北は津市、南は多気郡の各町に接し、県土を東西に貫いている。

本市の人口¹は、約 16 万 4 千人で三重県全体の約 9%を占め、人口のうち 65 歳以上の人口割合は約 29.2%で、高齢化が著しく進行している。

また、本市の面積²は 623.58 km²で、三重県全体の約 10.8%を占めており、地目別にみると、耕地 84.38 km² (13.5%)、宅地 30.99 km² (5.0%)、森林 427.61 km² (68.6%) となっており森林の占める割合が高くなっている。

地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢湾に面し豊かな穀倉地帯である平野部が広がる一方、その間を一級河川の北部を雲出川、南部を櫛田川が流れ、更にそれら河川に大小の河川が流れ込み多様な地形を有している。

こうした地理条件の中、山間部においては林業、海岸部においては青のりやアサリ等に代表される漁業が発展してきた。

また、天正 16 (1588) 年、蒲生氏郷の松坂開府により、伊勢街道が松坂の町中を通るようになり、その後、当市は江戸期を通じて和歌山街道が伊勢街道と合流する交通上の要地であり宿場町として栄えてきた。

また、交通上の要地としての利点と氏郷の商業保護のまちづくりにより、この地は商人のまちとして繁栄してきた。

そういった背景を受け継ぎ、昭和 30 年代後半から 50 年代初めにかけて、松阪港周辺や内陸部に工場立地が進み、当市の工業は飛躍的に発展、現在の松阪市を形作っている。

本市の産業別人口比率³については、平成 22 年と平成 27 年を比較すると、第一次産業は 4.2% (3,244 人) から 4.0% (3,105 人) に、第二次産業は 32.0% (24,679 人) から 30.2% (23,127 人) に、第三次産業は 63.7% (49,110 人) から 65.7% (50,332 人) となっており、第一次産業と第二次産業の人口、割合とも減少する一方、第三次産業の割合が増加しており、松阪の産業を支えてきた第一次産業と第二次産業の衰退が懸念される。

¹ 総人口：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日）

² 総面積：国土地理院（平成 30 年 10 月 1 日）耕地・宅地：資産税課（平成 30 年 1 月 1 日）
（耕地は田・畑の地目別面積を合計したもの。）

森林面積：林業振興課（平成 29 年）

³ 産業別人口：国勢調査（平成 22 年・平成 27 年）

製造業について、本市の主な業種は製造品出荷額の総額に占める割合の順に食料品製造業（19.2%）を筆頭に、窯業土石製品製造業（16.7%）、輸送用機械器具製造業（9.7%）、ゴム製品製造業（7.6%）、化学工業（7.0%）となっている。

また、事業所数で最も多いのは食料品製造業で、58所の事業所が存在する。次に事業所数が多いのは木材・木製品製造業で36所となっている。松阪市内には、全国初の国産材総合コンビナートの「ウッドピア松阪」があり、木材及び木材関連産業の一大集積地となっている。

本市の人口の将来推計⁴について、平成27年から令和7年にかけて、本市においては全国と同様に少子高齢化が進み、年少人口は14.3%減少する一方で、老年人口は7.0%増加するものと見込まれている。その結果、令和7年には年少人口が総人口の11.9%、老年人口が総人口の31.8%となると予測されており、総人口は令和7年にはおよそ153,412人と予測されている。また、生産年齢人口は10.0%減少すると予測されている。

今後、人口減少の進行により、本市の経済規模は縮小していく恐れがある。このような状況に対応し、本市の各種産業の持続的な発展のために半島振興法（昭和60年法律第63号第9条の2第1項）の規定に基づき平成27年に定めた「松阪市産業振興促進計画」の期限到来に伴い、今回新たに計画を策定するものである。

(2) 前計画の評価

ア. 前計画における取組及び目標

本市が平成27年に認定された「松阪市産業振興促進計画」の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

〈市〉

- ・企業立地促進奨励金、地域資源活用化立地促進奨励金の制度周知。
- ・半島振興法に係る租税特別措置（以下、「租税特別措置」という。）の活用推進による企業誘致及び設備投資の促進。

〈県〉

- ・租税特別措置の活用推進。
- ・企業投資促進制度の活用による企業誘致及び設備投資の促進。

〈関係団体等〉

- ・農業分野：松阪農業協同組合・一志東部農業協同組合において、スーパーL資金等の融資による農業運営に係る施設・設備等の導入支援を行う。
- ・商工分野：松阪地域産業活性化協議会において、産業活性化シンポジウムや人材育成の講習会の開催等により企業誘致の推進を図る。また、求人サイト「ヤング・ワークまつさか」の活用を推進する。松阪商工会議所とは交流会の拡大とビジネスマッチングの推進を目指し、階層別の交流会等を実施する。また、起業家の人材育成や地域協

⁴ 本計画 **9. 参考データ**（表3）参考

議会のインターンシップの活用等の人材の確保支援を行う。

- ・観光分野：松阪市観光協会をはじめとする関係団体との連携において、観光産業と物産の振興を図るとともに、観光情報の発信などを通じて松阪市のイメージ向上並びに観光客誘致を図っていく。

【目標】

	平成 27 年から平成 32 年までの目標増加数	
	新規設備投資事業者数	新規雇用者数
製造業	15	75
旅館業	12	60
農林水産物等販売業	5	25
情報サービス業等	12	60

イ. 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、平成 30 年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

	新規設備投資事業者数(件)	新規雇用者数(人)
製造業	70	277
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業等	0	0

※新規設備投資事業者数、新規雇用者数は平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日にかけて事業者から提出された産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の数値による。

【実績及び分析】

- ・製造業においては新規設備投資事業者数及び新規雇用者数が目標を大幅に上回った。
- ・平成 27 年度から平成 30 年度末にかけて、本市における過疎地域自立促進特別措置法に係る固定資産税の優遇措置の利用申請が 3 件あった。旧飯南町・旧飯高町の事業者においては、半島税制を利用せず、課税免除が受けられる過疎地域自立促進特別措置法に係る固定資産税の優遇措置を利用する場合がある。

(3) 実績及び分析を踏まえた本計画の対応方針

製造業の事業者については租税特別措置及び半島振興法に係る地方税の不均一課税制度（以下、「不均一課税制度」という。）のより一層の周知を行い、その他の事業者についても活用推進のため、周知を徹底する。租税特別措置については、新規企業立地を行う事業者に対して、企業誘致担当課から不均一課税制度と併せて説明を行うとともに、それについての文章を配布し周知する。不均一課税制度については市のホームページにて周知するとともに、償却資産を所持する事業者に、制度について記載した償却資産の手引きを年1回送付するほか、企業間交流会を年3回程度開催し周知する。また、固定資産税の家屋調査の際に、該当すると思われる事業者の説明とチラシの配布を行い、確実な周知を行う。

2. 計画の区域

本計画の区域は、半島振興法第2条の規定により、半島振興対策実施地域として指定された、松阪市（旧松阪市、旧飯南町、旧飯高町に限る）とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおりである。

○農林水産業⁵（農林水産物等販売業を含む）

農業について、松阪牛をはじめ、多くの農畜産物資源を有する。平坦地にあつては、ブロックローテーションによる水稲、小麦、大豆の2年3作の土地利用型農業が特徴的である。

また、主に飯南・飯高地域といった中山間地域においては、棚田百選に選ばれた水田があるほか、気候や地形を生かした良質で香り高い深蒸し茶の生産が特徴的である。しかし、農業従事者の減少や高齢化、鳥獣害といった厳しい課題を抱え、これらに対応すべく施策を講じているが、十分な解決には至っていない。

漁業について、青さのり、アサリの生産が特徴的である。青さのりの生産は、三重県が全国1位であるが、松阪沿岸の漁場でも良質な青さのりの生産がされている。

また、アサリも古くから水揚されているが、今も資源確保のため稚貝放流を行うことにより、守り育てているところである。しかし、漁業従事者の減少や高齢化の課題に加え、漁業環境等の変化により、安定した漁獲量が見込めない状況にある。

林業について、森林面積が市域の約7割を占めており、豊富な資源を有するが、木材需要や価格の低迷によって、林業採算性が悪化し、林内の路網整備や施業の集約化が遅れ、森林所有者の林業振興への意識は低下している。そのため、森林の適正管理が行われず放

⁵ 本計画 **9. 参考データ**（表4）参考

置林が増加し、森林災害が危惧され、林業の担い手の高齢化や後継者不足など、林業を取り巻く状況は厳しい状況にある。

○商工業⁶（製造業・情報サービス業を含む）

本市の特徴は、自動車産業を中心とした輸送用機械器具製造業を中心に、食料品製造業、窯業・土石製品製造業、一般機械製造業など幅広い産業が近接して集積し、分布している。

また、本市は、古くからの木材生産地である東紀州地域への玄関口にあることから、木材の集積・加工基地として非常に重要な役割を担っている。

さらに、三重県北勢地域には自動車やエレクトロニクス関連の国際競争力を有する加工組立企業が多く立地しており、当市に立地する電気・電子、一般機械等の部材産業が、これらの加工組立型産業に材料を供給することで、特に中部のものづくりを支える重要な役割を果たしている。平成27年6月にはMRJ(三菱リージョナルジェット、現三菱スペースジェット)の量産化等に伴う工場立地協定を松阪市、三菱重工業株式会社、航空機部品生産協同組合の間で締結し、航空機部品の製造も盛んになっている。今後の課題として、既存のものづくり産業の活性化を目指し、企業間連携の推進をはじめ、人材育成と活用の推進、産業集積の促進を図ることなどがあげられる。情報通信業については、現状市内産業に占める割合は少なく、情報通信業に関わる人材不足などが課題となっているため、高等教育機関との連携による人材育成支援などの取組みの実施が求められる。

○観光⁷（旅館業を含む）

本市は、三重県を南北につなぐ国道23号、国道166号沿いに大型商業施設などが立ち、近鉄・JRの駅周辺にはホテルなど宿泊業も営まれる恵まれた環境にあり、県内で2番目に広大な市域に散在する貴重な文化財や豊かな自然環境などの豊富な観光資源を活かし、各種メディアやSNS等での情報発信や観光PR、各種協議会・団体・事業者との連携を図りながら観光施策の推進を行っている。

観光客入込客数は近年横ばいで推移しており、観光客の動向としては、近隣観光地への観光に際し立ち寄るケースが多く、市域内での周遊時間や滞在時間が短いことが課題である。

○共通の課題

- ・設備更新が促進される環境の整備

地域未来投資促進法や生産性向上特別措置法をはじめとする税制優遇、三重県の企業投資促進制度などの企業投資支援制度の紹介や活用支援を行うとともに、工場立地法における緑地及び環境施設面積についての規制など、工場の増設に伴う規制に関する相談にも対応していく必要がある。

⁶ 本計画 **9. 参考データ** (表5)、(表6) 参考

⁷ 本計画 **9. 参考データ** (表7) 参考

・人材育成・確保

人材育成については、産学官連携による若年層へのキャリア教育、人材育成講習会等の実施、交流会の実施、研究会等の設置、起業家人材育成等に取り組む中で、それぞれの関係機関との連携を深め、人材育成の環境づくりを推進することが課題である。また、本市には大学がないことから、進学を機とした人材の転出が予測され、市外に転出した人材のＩターンやリターンを促進し、人材確保を図ることが必要である。

・新製品・新産業への展開が行われる環境の整備

新たな取引の進展と新事業の創出を図るため、異業種間の情報交流の機会を促進していくことが必要である。

・企業立地の受け皿となる産業用地確保

松阪市内の工業団地などの残区画数・面積はわずかであり、新規企業立地や市内企業移転などのニーズに応えるための、新たな産業用地を確保することが課題である。

・企業誘致活動

近年コストの優位性を求めた生産拠点の海外移転が増加している。松阪市企業立地戦略に基づき、企業誘致を戦略的に行うため、中部経済産業局や三重県をはじめ、ジェトロ、GNI（グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ）などの関係機関とも連絡を密にして取り組む必要がある。

・起業を促進する支援強化

絶えず地域に新しい創業が誕生するような環境づくりが課題であり、市内の支援機関が連携して企業に関する相談やセミナーの開催等を通じた起業家への支援強化が必要である。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において振興すべき業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の産業振興のため、以下のとおり各主体が実施する取組及び連携して実施する取組を推進する。

(1) 共通（製造業・情報サービス業等を含む）

実施主体	取組内容
市	<p>本市においては、企業立地促進奨励金、地域資源活用化立地促進奨励金と合わせて租税特別措置及び不均一課税制度の周知を行い、企業誘致や雇用・設備投資の促進を図る。</p> <p>租税特別措置については、新規企業立地を行う事業者に対して、企業誘致担当課から不均一課税制度と併せて説明を行うとともに、それについての文章を配布し周知する。</p> <p>不均一課税制度については市のホームページにて周知するとともに、償却資産を所持する事業者には、制度について記載した償却資産の手引きを年1回送付するほか、企業間交流会を年3回程度開催し周知する。また、固定資産税の家屋調査の際に、該当すると思われる事業者の説明とチラシの配布を行い、確実な周知を行う。</p> <p>さらに、航空宇宙産業やヘルスケア産業などの成長産業分野や本社機能やマザー工場などの生産拠点の誘致と設備投資の促進を図る。</p>
県	<p>三重県においては、企業投資促進制度を活用し、成長産業分野やマザー工場、研究開発施設などの付加価値の高い拠点誘致と設備投資の促進を図っており、誘致活動において租税特別措置を併せて案内することにより活用を推進している。</p> <p>また、三重県が実施する地方税の不均一課税の取り扱いについては、県ホームページに情報を掲載するとともに、制度説明用パンフレットを作成し、県内8か所すべての県税事務所窓口で配布するなど、周知を図っている。</p> <p>さらに、県産業振興部局と税務担当部局が連携して、三重県内で企業向けに実施する各種支援制度にかかる説明会などの場も新たに活用して、引き続き</p>

	制度活用に向けた普及啓発を積極的に行っていくこととしている。
三重県地域経済牽引事業促進協議会松阪地域部会	三重県地域経済牽引事業促進協議会松阪地域部会においては、計画区域における地域経済の成長につなげることができる事業を実施することで企業誘致の推進及び企業間連携の促進を図る。また、求人サイト「ヤング・ワークまつさか」の活用を推進する。
・松阪地域雇用対策協議会 ・南三重地域就労対策協議会	松阪地域雇用対策協議会・南三重地域就労対策協議会においては、地元高校生の地元就職及び定着、並びに県外進学者等のリターン就職の促進を図る。
・松阪商工会 ・松阪北部商工会 ・松阪香肌商工会	松阪商工会、松阪北部商工会、松阪香肌商工会においてはビジネスマッチングの推進を目指し、業界別の交流会等を実施する。また、起業家の人材育成や地域内企業へのインターンシップの活用等による人材確保への支援を実施する。

(2) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

実施主体	取組内容
・松阪農業協同組合 ・一志東部農業協同組合	松阪農業協同組合、一志東部農業協同組合においてはスーパーL 資金等の融資により、農業運営に係る施設・設備等の導入支援を行う。

(3) 観光（旅館業を含む）

実施主体	取組内容
松阪市観光協会をはじめとする観光関係団体	松阪市観光協会をはじめとする観光関係団体との連携においては、観光産業と物産の振興を図る取組や、観光情報の発信などを通じて、松阪市のイメージ向上並びに観光客誘致を図っていく。

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	80
-------------	----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	250
-----------	-----

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	企業間交流会を年3回程度開催し、不均一課税制度に関する周知を行う。
②Web 媒体等による情報発信	市のホームページにて不均一課税制度を周知するとともに、償却資産を所持する事業者に、制度について記載した償却資産の手引きを年1回送付する。
③事業者への直接周知	<ul style="list-style-type: none">・新規企業立地を行う事業者に対して、租税特別措置及び不均一課税制度について説明を行うとともに、それについての文章を配布し、該当事業者に対する周知率を100%とする。・固定資産税の家屋調査の際に、該当の可能性がある事業者に対して不均一課税制度の説明とチラシの配布を行い、確実な周知を行う。

8. 計画評価・検証の仕組み

関係各課で毎年1回会議を開催し、申請書に基づく一年間の新規設備投資件数及び新規雇用者数の実績の報告、評価、検証を行い、翌年の関係各課による租税特別措置及び不均一課税制度の周知活動に反映していく。

9. 参考データ

(表1)【本市基礎データ】

項目	単位	平成17年	平成22年	平成27年	
面積	ha	62,380	62,380	62,377	
人口	人	168,973	168,017	163,863	
世帯数	戸	61,506	63,611	63,948	
生産年齢人口	人	108,130	103,016	95,765	
老年人口	人	37,541	41,525	45,713	
高齢化率	%	22.2	24.7	28.1	
就業者数	人	83,282	81,146	78,743	
内訳	第1次産業	人	4,453	3,244	3,105
	第2次産業	人	27,251	24,679	23,127
	第3次産業	人	50,986	49,110	50,332
	分類不能	人	592	4,113	2,179

資料出典：松阪市統計要覧(H30)（年齢不詳人口を除く人口のため、総人口とは一致しない。）

(表2)【人口動態】

(単位：人)

	平成23年～ 平成24年	平成24年～ 平成25年	平成25年～ 平成26年	平成26年～ 平成27年	平成27年～ 平成28年	平成28年～ 平成29年
自然動態(増減)	△259	△499	△513	△645	△585	△724
社会動態(増減)	△160	57	△249	△594	△281	△183
全体(増減)	△419	△442	△762	△1,239	△866	△907

資料出典：松阪市統計要覧(H30)

(表3)【人口の見通し】

(単位：人)

	単位	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	人	163,863	159,073	153,412
年少人口	人	21,390	20,067	18,332
生産年齢人口	人	95,765	90,731	86,181
老年人口	人	45,713	48,275	48,899
高齢化率	%	28.1%	30.3%	31.9%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

（平成27年は国勢調査の実績値。年齢不詳人口を除くため年齢3区分別の人口の合計と総人口は一致しない。）

(表4)【総農家数及び農業就業人口】

総農家数、農業就業人口、漁家戸数、漁家人口は減少傾向にあり、また減少幅も大きく、農業、水産業の衰退が懸念される。

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総農家数 (戸)	7,072	6,180	5,071
農業就業人口 (人)	7,098	5,433	4,017

資料出典：農林業センサス(H17・H22・H27)

	平成 20 年	平成 25 年
漁家戸数 (戸)	213	169
漁家人口 (人)	382	287

資料出典：漁業センサス(H20・H25)

(表5)【製造業事業数及び従業員数】

製造事業所及び従業員数について、平成 25 年から平成 29 年の推移をみるとやや減少している。また、製造品出荷額等については、平成 25 年から平成 29 年の推移をみると大きな変動はなく、横ばいで推移している。

	平成 25 年	平成 26 年	平成 29 年
製造事業所数 (所)	341	331	313
従業員数 (人)	13,689	13,129	12,905

資料出典：松阪市統計要覧(H30)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 29 年
製造品出荷額等 (万円)	36,868,023	37,646,771	36,924,774

資料出典：松阪市統計要覧(H30)

(表6)【情報通信業事業所数及び従業員数】

情報通信業の現状について、市内産業に占める割合は少ない。平成 24 年から平成 28 年にかけての事業所数・従業員数の推移をみると、従業員数については平成 26 年から平成 28 年にかけてやや回復傾向にあるものの、事業所数は減少し続けている。

	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
事業所数 (所)	43	38	32
従業員数 (人)	602	523	549

資料出典：経済センサス(H24・H26・H28)

(表7)【観光情報センター入館者数及び観光客入込客数】

観光情報センター入館者数、観光客入込客数について、平成26年から平成29年の推移をみると、大きな変動はなく、数値を維持している。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
観光情報センター入館者数(人)	30,390	30,124	28,110	30,298
観光客入込客数(人)	2,657,030	2,723,971	2,626,104	2,610,024

資料出典：松阪市統計要覧(H30)

【計画区域の特色】

○インフラの整備状況

1. 自動車道路網

高速道路は、市内を伊勢自動車道(一志嬉野IC、松阪IC)が南北に通じ、勢和多気JCTで紀勢自動車道に接続している。

また、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道を通り、本市から名古屋市までは75分となっており、本市の中京圏への交通アクセスは利便性が高く、平成20年の新名神高速道路の開通により、京阪神方面への利便性も高まっている。

その他幹線道路としては、国道23号、国道42号のほか国道166号があり、三重県内外へのアクセス、地域内循環を容易にしている。また、平成29年度には国道42号松阪多気バイパスが完成し、市内の交通の円滑化に寄与している。

2. 鉄道

鉄道は、JR紀勢本線、参宮線と近鉄名古屋線、大阪線、山田線が通っており、名古屋へは70分、大阪へは90分と中京圏、近畿圏への利便性が高い。

3. 港湾

全国有数の港湾である四日市港までは当地域から高速道路網を利用し約50分である。加えて、地域内には昭和46年に重要港湾に指定された津松阪港があり、県中南勢地域の流通拠点として大きな役割を果たしている。

4. 空港

本市から中部国際空港へは、陸路でのアクセスについては、上記の高速道路網を利用して、松阪市から空港まで、自動車を使用して約90分で到着する。

5. 工場用地

市内には公的工業団地として、松阪中核工業団地を有するほか、民間開発の西野工業団地、上川工業団地、松阪木材コンビナートが整備されているが、松阪中核工業団地は既に完売しており、民間開発の団地についても残すところ僅かで、さらなる工場用地の確保・整備が求められる。

○交通ネットワークを踏まえた物流の環境

伊勢自動車道、国道 23 号、42 号、166 号などの道路交通網や、JR 線、近鉄線の鉄道網により、東紀州地域や伊勢志摩地域と中京圏、近畿圏を結ぶ交通の要衝となっているほか、伊勢湾に面しては、海運基地としての重要港湾津松阪港松阪港区があり、物流環境は優位にある。

○地域資源の賦存状況（農林水産物、海・川・山などの自然資源、名所、旧跡、温泉などの観光資源）

海岸部から山間部にわたって多様な自然環境を有することから、多くの地域資源を保有しており、世界ブランドとして認知されている松阪牛や、農地では米、麦、大豆、モロヘイヤ、イチジクなど多様な農作物が生産されているほか、海の青さのりは高い評価を受けている。なお、山間部においては、古くから林業や茶業が盛んで、基幹産業となっている。

また、本市は、古くから商人のまちとして栄えてきたことから、旧小津清左衛門家、旧長谷川治郎兵衛家、本居宣長旧宅・鈴屋、松坂城跡、御城番屋敷など多数の歴史・文化遺産を有する。

○市内の既存事業所の経営状況

松阪市が独自で実施している市内企業動向調査結果（平成 27 年度から令和元年度）では、生産が増加した企業の割合が縮小した企業の割合を上回っており、また、回答企業の約 3 割が前年度と比較して生産増加と回答していることから、市内企業の業績は全体として好調である。

○地域内での法人の状況

当市における設立・設置・転入法人件数は平成 26 年 156 件、平成 27 年 175 件、平成 28 年 158 件、平成 29 年 175 件、平成 30 年 171 件と、平成 26 年から 30 年にかけてやや増加している。業種別にみると卸売業・小売業（34 件、36 件、24 件、31 件、36 件）、建設業（21 件、23 件、23 件、18 件、25 件）、宿泊業・飲食サービス業（13 件、18 件、14 件、12 件、22 件）の順で件数が多くなっている。

また、解散・閉鎖・転出法人件数は平成 26 年 103 件、平成 27 年 96 件、平成 28 年 106 件、平成 29 年 99 件、平成 30 年 100 件で、横ばいで推移している。業種別にみると卸売業・小売業（31 件、18 件、30 件、29 件、26 件）、製造業（11 件、17 件、13 件、11 件、13 件）、建設業（5 件、18 件、15 件、14 件、10 件）の順で件数が多くなっている。

当市においては開業、廃業ともに同じ業種が上位を占めている状況にある。製造業について、松阪中核工業団地は、全体で約 110ha が整備され、現在 27 社が進出し約 2,000 人を超える従業者が同工業団地で雇用されている。